

○盛岡・紫波地区環境施設組合個人情報保護に関する法律施行条例

令和 5 年 3 月 20 日 条例第 3 号

改正 令和 7 年 2 月 28 日 条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の取扱い等)

第 2 条 個人情報の取扱い等については、矢巾町個人情報保護に関する法律施行条例（令和 5 年矢巾町条例第10号）の例による。この場合において、同条例中「町長」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

(審査会への諮問)

第 3 条 法第105条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問をする機関は、盛岡・紫波地区環境施設組合行政情報公開条例（平成18年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第 2 号）第 3 条に規定する盛岡・紫波地区環境施設組合行政情報公開・個人情報保護不服審査会とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(盛岡・紫波地区環境施設組合個人情報保護条例の廃止)

2 盛岡・紫波地区環境施設組合個人情報保護条例（平成18年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第 3 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の盛岡・紫波地区環境施設組合個人情報保護条例第 2 条の例による矢巾町個人情報保護条例（以下「矢巾町旧条例」という。）第10条第 1 項及び第 2 項に規定する開示の請求、第25条第 1 項に規定する訂正の請求、第33条第 1 項に規定する利用の停止、消去又は提供の停止の請求又は第41条第 1 項に規定する是正の申出に関する処分については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に矢巾町旧条例第38条第 1 項の規定による行政情報公開・個人情報保護不服審査会（以下「審査会」という。）にされた諮問であって、この条例の施行の際、当該諮問に対する答申がされていないものは、なお、従前の例による。

5 この条例の施行前に矢巾町旧条例第38条第 1 項の規定による審査会にされた諮問であって、この条例の施行の際、同条第 3 項の規定による当該諮問に対する答申を受けて裁決がされていないものは、なお、従前の例による。

6 次に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において矢巾町旧条例第 2 条第 6 号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）が保有していた同条第 1 号に規定する個人情報で公文書に記録されているものをこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に

処する。

- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は職員であった者
- (2) この条例の施行前において旧条例第9条第2項の委託を受けた事務に従事していた者
- (3) この条例の施行前において矢巾町旧条例第9条第2項の指定管理者に係る個人情報を取り扱う事務に従事していた者

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月28日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。